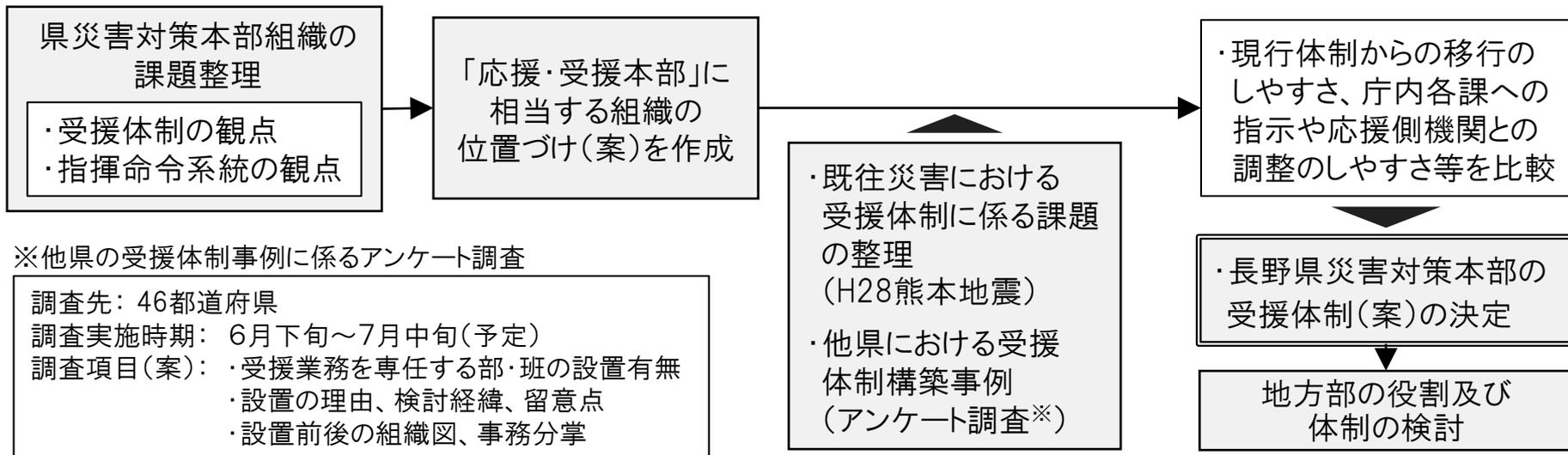


# 県災害対策本部の受援体制の検討の流れ

- 県災害対策本部組織の現状と課題を受援体制、指揮命令系統の観点から整理
  - 県災害対策本部室における「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけ(案)を作成
  - 既往災害における受援体制の課題や、他県における受援体制の構築事例から留意点を整理
  - 現行の体制からの移行のしやすさ、庁内各課への指示や応援機関・被災市町村等との調整のしやすさ等を比較
  - 地方部の災害時の役割及び体制について検討
- ⇒長野県災害対策本部の受援体制(案)を決定

## ■検討フロー(案)



## ■工程表

★ 専門部会  
 ➡ 事務局による検討  
 ◆ 検討委員会

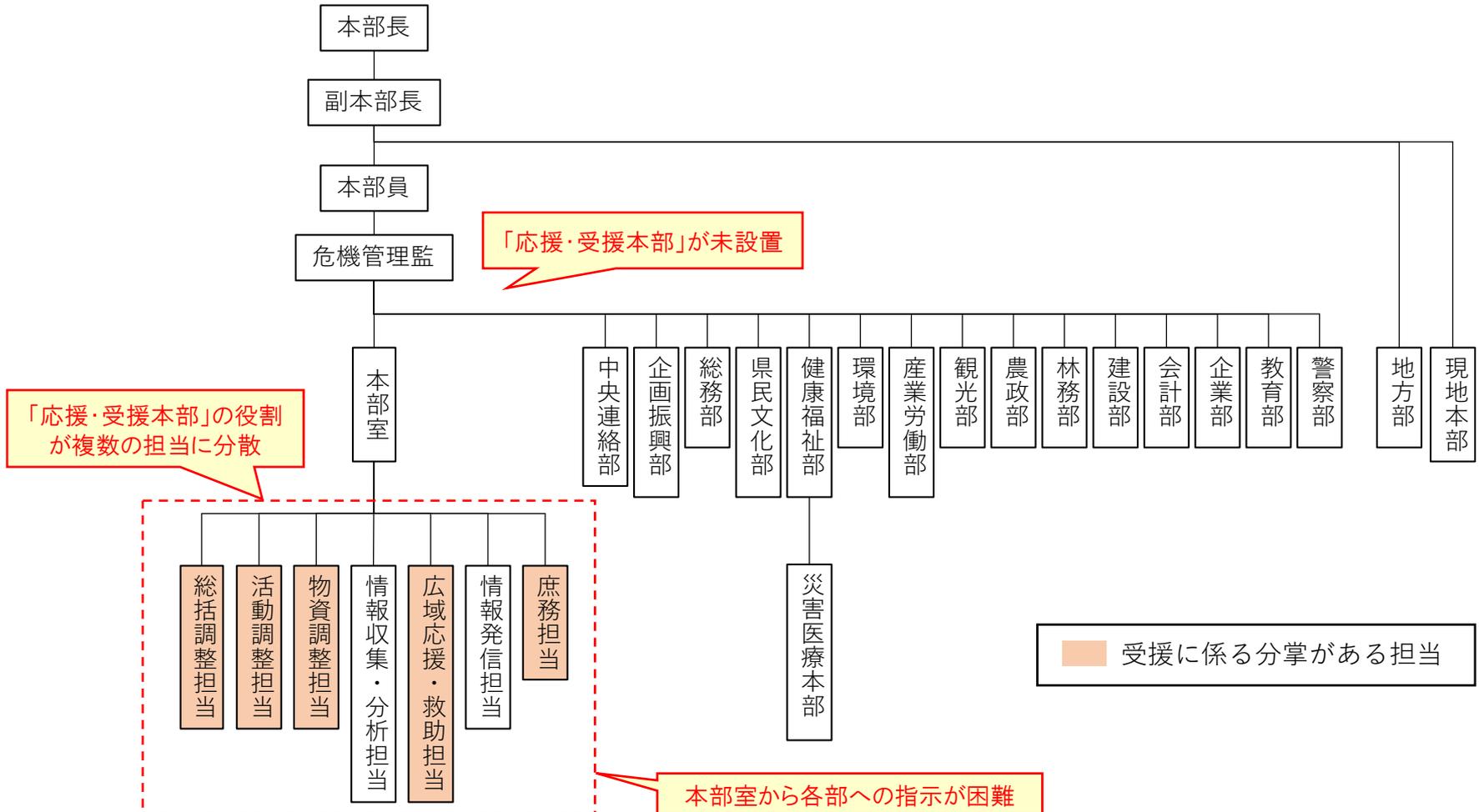
平成30年度

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
工程	★ 事前説明	★ 専門部会①	★ 専門部会②	★ 専門部会③	★ 文書開催						
	現状と課題の整理 「応援・受援本部」 位置づけ(案)	事例に基づく課題・留意点の整理 長野県災害対策本部の受援体制(案)	地方部の役割・体制検討								
	◆ 第1回 検討委員会	◆ 第2回 検討委員会	◆ 第3回 検討委員会	◆ 第4回 検討委員会							

# 長野県災害対策本部組織における現状と課題

- 現行の災害対策本部には、「応援・受援本部」に相当する組織が設置されていない。
- 現行の災害対策本部室の複数の担当に、内閣府ガイドラインによる「応援・受援本部」の分掌が分散している。
- 現状では本部室から各部への指示を行うことが困難なため、体制について今後検討が必要。

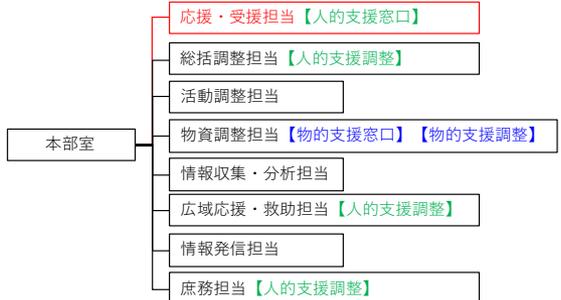
## ■現行の長野県災害対策本部組織図



# 「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけ(案)

## ■受援体制

「応援・受援本部」に相当する組織及び役割の複数案を比較検討

	本部室「総括調整担当」に「受援班」を設置し、人的支援の窓口とする	本部室に「応援・受援本部」を設置し、人的支援の窓口とする
<p>物資調整担当が一貫して物的支援を受入れ・調整(従来どおり)</p>	<p><b>【案1】</b>                      長所: 組織改変が最小限である                      短所: 対外的に受援窓口が一本化されない</p> 	<p><b>【案2】</b>                      長所: 組織改変が比較的小さい                      短所: 対外的に受援窓口が一本化されない</p> 
<p>応援・受援担当(又は受援班)が物的支援の窓口のみ対応</p>	<p><b>【案3】</b>                      長所: 受援窓口が一本化される                      短所: 総括調整担当の負荷が高い</p> 	<p><b>【案4】</b>                      長所: 受援窓口が一本化される                      短所: 従来の物資調整担当の業務が分断される</p> 

# 長野県災害対策本部本部室 組織編制(案)

## 案1

人的支援受入れ(ニーズの把握): 総括調整担当 応援・受援班  
 人的支援受入れ(派遣調整等): 総括調整担当、広域応援・救助担当、庶務担当  
 物的支援受入れ: 物資調整担当

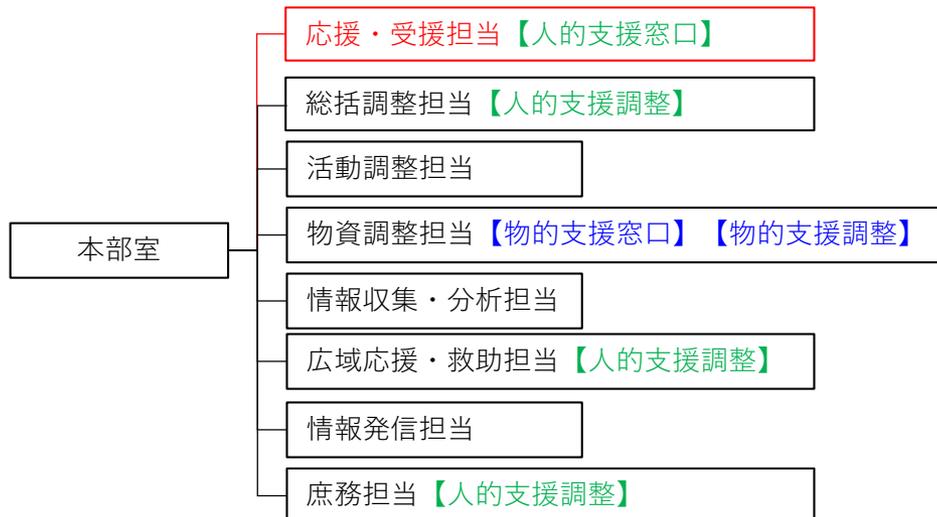
緑字: 人的応援に係る対応  
 青字: 物的支援に係る対応  
 黒字: 人的・物的支援に係る対応



- ・「総括調整担当」に新たに「受援班」を設置し、人的支援の窓口とする。
- ・人的支援の調整については、従来どおり本部室「総括調整担当」、「広域応援・救助担当」、「庶務担当」及び各部で実施する。
- ・物的支援については、従来どおり「物資調整担当」及び各部が担当する。

## 案2

人的支援受入れ(ニーズの把握): 応援・受援担当  
 人的支援受入れ(派遣調整等): 総括調整担当、広域応援・救助担当、庶務担当  
 物的支援受入れ: 物資調整担当



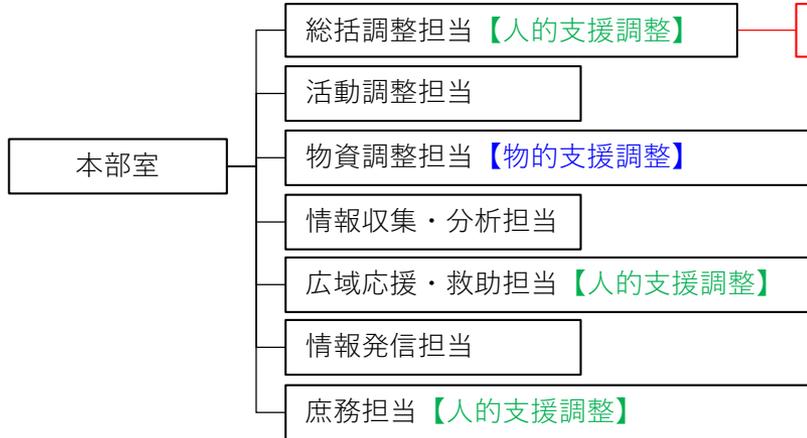
- ・本部室に新たに「応援・受援担当」を設置し、人的支援の窓口とする。
- ・人的支援の調整については、従来どおり本部室「総括調整担当」、「広域応援・救助担当」、「庶務担当」及び各部で実施する。
- ・物的支援については、従来どおり「物資調整担当」及び各部が担当する。

# 長野県災害対策本部本部室 組織編制(案)

## 案3

人的・物的支援受入れ(ニーズの把握): 総括調整担当 応援・受援班  
 人的支援受入れ(派遣調整等): 総括調整担当、広域応援・救助担当、庶務担当  
 物的支援受入れ(支援調整等): 物資調整担当

緑字: 人的応援に係る対応  
 青字: 物的支援に係る対応  
 黒字: 人的・物的支援に係る対応



- ・「総括調整担当」に新たに「受援班」を設置し、人的支援及び物的支援の窓口とする。
- ・人的支援の調整については、従来どおり本部室「総括調整担当」、「広域応援・救助担当」、「庶務担当」及び各部署で実施する。
- ・物的支援の調整については、従来どおり「物資調整担当」及び各部署が実施する。

## 案4

人的・物的支援受入れ(ニーズの把握): 応援・受援担当  
 人的支援受入れ(派遣調整等): 総括調整担当、広域応援・救助担当、庶務担当  
 物的支援受入れ(支援調整等): 物資調整担当



- ・本部室に新たに「応援・受援担当」を設置し、人的支援及び物的支援の窓口とする。
- ・人的支援の調整については、従来どおり本部室「総括調整担当」、「広域応援・救助担当」、「庶務担当」及び各部署で実施する。
- ・物的支援の調整については、従来どおり「物資調整担当」及び各部署が実施する。

# (参考)平成28年熊本地震における受援上の課題

No	課題	既往災害における事例	対応策(案)	出典
1	専門職支援ルートに係る混乱	<ul style="list-style-type: none"> <li>山口県は知事会は九州ブロックに所属しているが、社協は九州ブロックではなく「中国ブロック」に所属している。知事会カウンターパート決定により山口県が御船町を担当することとなったため、本県社協も先遣隊を派遣の上、御船町社協の要請の元で職員派遣を行うことを決定。</li> <li>その後中国ブロックからも職員派遣要請があったため、結果として中国ブロック派遣と独自派遣(カウンターパート関連)を「並行」して実施(=通常派遣の倍の人数を派遣)することになった。</li> <li>応急危険度判定士派遣は、社協職員の派遣と同様、『専門職同士の日頃のネットワークを活かした独自の支援』として捉えるべきである。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンターパート支援県に依頼する業務の事務分掌を平時から整理しておく。</li> <li>カウンターパート支援県に依頼せず、専門職の支援スキームで受援を実施する業務やその担当課を明確にしておく。</li> <li>各団体や協定において本県が参加しているブロックを整理する。</li> <li>独自のネットワークを活用した支援を実施する場合でも、カウンターパート方式と同じ県が支援県となるよう調整する。</li> </ul>	①
2	被災市町村の受援ノウハウの不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村に受援ノウハウがないこともあり、必要人数が精査されないまま派遣要請に踏み切ることがあった。このため、現地での人員のダブつき、不足、予定外の期間延長が生じた。【福岡県、佐賀県、鹿児島県】</li> <li>短期派遣の第一陣は「要請数の倍」をプッシュ型で派遣した。発災直後は思い切ってどんどん出すくらいがよいのかもしれない。【佐賀県、長崎県】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「災害マネジメント総括支援員」の派遣を要請し、災害マネジメントを依頼する。</li> <li>大規模災害対応を指揮できる職員を育成する。</li> </ul>	①
3	調整主体・支援内容の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後、被災県として応急対応に追われ、被災市町村への支援が行き届かない中、カウンターパート方式による被災市町村への職員派遣は、効率的に必要な人員を派遣する仕組みとして十分に機能した。これは、カウンターパート県が、被災の現場で地域住民や被災市町村の声を聞きながら必要な人数を判断し派遣を行ったことによるところが大きい。【熊本県】</li> <li>被災市町村への必要派遣人数を決定する責任主体が明確でなかったこともあり、本県からの派遣職員が主体となって被災市町村での連絡調整のほか、必要派遣職員数の決定等を行った。【大分県】</li> <li>カウンターパート(被災市町村)との情報交換や現地派遣中の職員からの情報提供等を通じ、応援職員の必要数を把握した。【宮崎県】</li> <li>本県が被災市町村へ派遣したリエゾンとカウンターパート(被災市町村)が協議し必要数を確定した。【鹿児島県】</li> <li>都職員から、「応援職員は団体ごと、業務ごとに派遣され、時間を問わず数人単位で被災自治体に到着するため、応援職員の受入れにも体制と時間を割く必要があった。」「被災自治体の受入れ体制が十分ではなく、指示等もなかったため、数時間待たされることがあった。」という意見があった。【東京都】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災時に被災県が適正な派遣要請を行うことは、困難なため支援県が派遣要請の調整を行う。</li> <li>支援県のリエゾンを受け入れ、応援職員人数や業務内容について協議する。</li> <li>応援職員の受入れ調整部局を明確化する。</li> <li>カウンターパート方式について、あらかじめ被災県と応援県の役割分担についてのルールや情報共有の仕組みづくりを検討する。</li> <li>被災市町村へ派遣する県の情報連絡員(LO)等の役割や業務を整理したマニュアルを整備する。</li> <li>短期派遣職員に対する特例的な身分付与等、派遣された市町村で迅速に活動できる仕組みを検討する。</li> <li>派遣直後から応援職員が円滑に業務に従事できるよう、応援職員に依頼する業務内容を予め決めておく。</li> </ul>	①
		<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後、県は被災市町村が必要とする支援内容や人員数を把握することが困難であった。</li> <li>被災県としての応急対応業務が激増する中で、被災市町村への支援に限界があった。</li> <li>他県等から被災市町村への職員派遣に関し、本県及びカウンターパート県の間で役割分担が不明確だった。</li> <li>短期的に派遣された県職員が、被災市町村における施策の意思決定に主体的に関わりづらい場面があった。</li> </ul>		②
4	行政が主体となった避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>発災直後の混乱期において、応援職員を大量に避難所運営に投入することにより、町職員を避難所から解放し、本来の被災者生活再建業務に従事することを可能としたことで、役場機能の回復に大いに役立った。しかし、ほとんどの避難所では、応援職員が配食や仮設トイレの掃除、駐車場の整理等の業務に従事することとなり、行政職員としてのノウハウやスキルを発揮できるものではなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所運営について、自主的運営への移行ノウハウを持つ専門NPOと連携する。</li> <li>発災時に住民が避難所を自主的に開設・運営できるよう、住民(自主防災組織)に避難所の開設方法や運営方法を周知・啓発する。</li> </ul>	②

①熊本地震に係る広域応援検証・評価について(九州地方知事会、平成29年5月)

②大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会報告書 参考資料(総務省、平成29年6月)

## (1) 県災害対策本部の受援体制について

- ・「応援・受援本部」に相当する組織の位置づけ(案)に対する意見等
- ・指揮命令系統を構築するにあたっての留意点

## (2) 情報収集・共有方法について

- ・発災後の人的被害、建物被害、火災、道路被害等の被害情報の収集方法
- ・政府現地対策本部をはじめとする関係機関との情報共有方法